

第10次金沢市交通安全計画（案）の概要

基本理念

1 交通事故のない社会を目指して

- ・真に豊かで活力ある社会を構築していくためには、その前提としての市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要であり、究極的には交通事故のない社会を目指す。

2 人優先の交通安全思想

- ・高齢者、障害のある人、子ども等の交通弱者に配慮し、思いやる「人優先」の交通安全思想を基本とする。

新

3 先端技術の積極的活用

- ・交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進する。

4 交通社会を構成する三要素「人間、交通機関・交通環境」

- ・三要素「人間」、「交通機関」、「交通環境」について、適切かつ効果的な対策を策定し、市民の協働と参画の下に推進する。

5 情報通信技術（ICT）の活用

- ・高度道路交通システム（ITS）の取組など情報通信技術の活用を積極的に推進する。

6 救助・救急活動及び被害者支援の充実

- ・交通事故の被害を最小限に抑えるため、救助・救急活動の充実を図るとともに、交通分野における被害者支援の一層の充実を図る。

7 参加・協働型の交通安全活動の推進

- ・市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進するため、計画段階から市民が参加できる仕組みづくり等を地域の特性に応じて推進する。

8 効果的・効率的な対策の実施

- ・地域の交通実態に応じて、最大限の効果を上げる対策に集中的に取り組むとともに、効率的な予算執行に努める。

計画期間

平成28年度～32年度までの5年間

第1章 道路交通の安全

道路交通の数値目標

交通事故死者数 9人以下
交通事故死傷者数 1,800人以下

数値目標の考え方

《交通事故死者数》

第9次計画で設定した目標の達成を目指す

13人 (H23～27の金沢市における平均死者数) ×
85.5% (第8次から第9次計画期間における死者数平均の減少率) ≒ 11人

➡ 9人 (第9次計画の目標値)

※ 石川県の目標 40人

《交通事故死傷者数》

2,753人 (H23～27の金沢市における平均死傷者数) ×
67.9% (第8次から第9次計画期間における死傷者数平均の減少率)
≒ 1,800人

※ 石川県の目標 3,400人



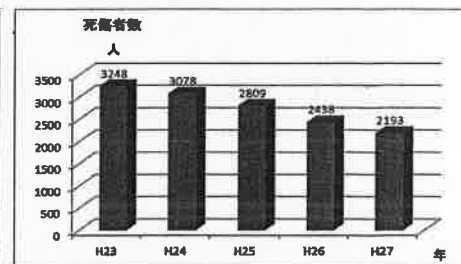
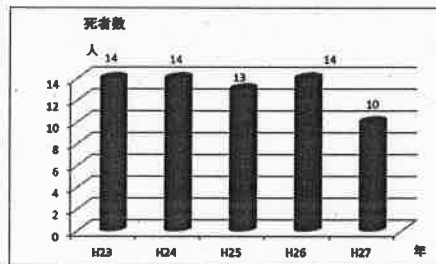
国の目標値

平成32年までに、交通事故死者数を2,500以下
交通事故死傷者数を50万人以下

[第9次計画の数値目標]

・交通事故死者数 9人以下 ・交通事故死傷者数 2,700人以下

(参考) 過去5年間の死者数・死傷者数の推移



第1節 道路交通事故のない社会を目指して

1 道路交通事故の状況等

- (1) 死者数：平成27年は昭和46年以降過去最少の10人にまで減少
- (2) 死傷者数：平成27年は平成23年比で3割強減少
- (3) 事故原因の7割強が安全運転義務違反（前方不注意、安全不確認等）

2 最近の交通死亡事故の特徴

- (1) 65歳以上の高齢者の死者数が、全死者数の5割以上を占める
- (2) 歩行中の死者数が、全死者数の5~7割
- (3) 夜間における交通死亡事故が高水準で推移

3 最近の交通死亡事故減少の背景

- (1) シートベルト着用率の向上とエアバック等装備車両の普及
- (2) 飲酒運転の厳罰化、危険運転致死傷罪の適用など
- (3) 救急・救命体制の充実

第2節 今後の道路交通安全対策を考える視点

1 高齢者及び子どもの安全確保

- (1) 高齢者の交通事故防止対策の強化
・多様な高齢者の実像を踏まえたきめ細かな総合的交通安全対策の推進 等
- (2) バリアフリー化の推進
・バリアフリー化された道路交通環境の形成
- (3) 子どもの交通事故防止対策
・通学路等における安全・安心な歩行空間の確保

2 歩行者及び自転車の安全確保

- (1) 歩行者の安全確保
・交通弱者である歩行者、特に高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性の確保 等
- (2) 自転車の安全確保
・自動車・歩行者と自転車利用者の共存
・自転車のルール・マナー向上のための交通安全教育等の充実

3 生活道路における安全確保

- ・自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備
- ・総合的なまちづくりの中での対策の推進
- ・住民の主体的な参加と取組及び人材の育成

4 交通事故が起きにくい環境づくり

- (1) 先端技術の活用推進
・安全運転支援システムの導入を推進
- (2) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

第3節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

- ◎生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ◎幹線道路における交通安全対策の推進
 - ◎自転車利用環境の総合的整備
 - ◎交通需要マネジメントの推進
公共交通機関利用の促進
- など13項目

<本市の主な施策>

- ・歩けるまちづくりの推進（協定締結：6地区）
- ・自転車事故多発箇所安全対策（H27：5箇所）
- ・自転車走行指導帯の整備（H27：総延長23.1km）
- ・自転車駐車場の整備と放置自転車対策
- ・ふらっとバスの運行（4ルート）
- ・パーク・アンド・ライド駐車場の整備 等

2 交通安全思想の普及徹底

- ◎段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ◎効果的な交通安全教育の推進
- ◎交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ◎交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ◎市民の参加・協働の推進

<本市の主な施策>

- ・幼児交通安全教室（H27：89箇所、6,372人受講）
- ・小学校3年生自転車安全教室（H27：58校、4,078人受講）
- ・高齢者交通安全教室（H27：27箇所、408人受講）
- ・自転車ルール・マナーに関する検定（H27：中学28校、高校1校 4,674人受講）
- ・地域サイクルマナー教室（H27：8箇所、970人受講）
- ・市民大会・市民の集い、幼児交通安全絵画展
- ・自転車マナーアップの日、マナーアップ強化の日
- ・街頭交通推進隊及び自転車安全利用指導員、地域団体、各警察署とともに啓発活動を実施
- ・自転車用ヘルメットの普及促進 等

3 安全運転の確保

- ◎運転者教育等の充実
・高齢運転者対策の充実
運転免許証の自主返納者に対する支援
- など6項目

4 車両の安全性の確保

- ◎自動車の検査及び点検整備の充実
 - ◎自転車の安全性の確保
・TSマーク制度の普及と損害賠償責任保険等への加入を加速化
- など4項目

5 道路交通秩序の維持

- ◎暴走族等対策の強化
・暴走族追放気運の高揚と加入阻止対策
- など3項目

6 救助・救急活動の充実

- ◎救助・救急体制の整備
・自動体外式除細動器等による応急手当の普及
- など3項目

7 被害者支援の充実と推進

- ◎自動車損害賠償保障制度の充実等
・無保険車両対策の徹底
- ・任意の自動車保険の充実等
- ◎損害賠償の請求についての援助等
・交通事故相談活動の充実等
- ◎交通事故被害者支援の充実強化
・公共交通事故被害者への支援等

8 道路交通事故原因の総合的な調査研究

- ・交通事故に関する各種統計等を充実させ、総合的な観点からの統計・分析の高度化
- ・工学、医学、心理学等の分野からの科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究の推進
- ・交通事故情報の市民への積極的な提供

第2章 鉄道交通の安全

鉄道交通の数値目標

乗客の死者数 ゼロ

運転事故全体の死者数ゼロ

第3章 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の数値目標

踏切事故件数 ゼロ